

## 平成30年7月豪雨の被災者に対する市営住宅等の住宅提供について

### 1 概要

平成30年7月豪雨による市内及び市外の被災者を対象として、一時的な避難場所として北九州市営住宅及び北九州市住宅供給公社の賃貸住宅を無償で提供します。

### 2 提供する住宅

- (1) 市営住宅 50戸程度  
(2) 市住宅供給公社賃貸住宅 10戸程度

### 3 入居条件

- (1) 使用期間 入居許可日から6か月（最大1年）  
(2) 使用料（家賃）・保証金（敷金） 全額免除  
(3) 連帯保証人 不要

### 4 申込み

- (1) 対象者  
平成30年7月豪雨災害により、住宅に引き続き住むことができない方で、かつ、り災証明書等の交付を受けることのできる住宅に困窮している方
- (2) 申込場所  
各区役所内の市営住宅・市公社住宅相談コーナーで受付
- (3) 申込みに必要なもの
- ・入居者全員の住民票（市外の方は、被災地域に居住していることを証明するものでも可＜免許証・保険証など＞
  - ・市町村発行の「り災証明書」「副申」（後日提出でも可）

### 5 実施時期

平成30年7月12日（木）から（今回の豪雨災害で既受付分は遡及適用する）  
（受付：平日 8:30～17:15、木曜のみ 19:00 まで）

### 6 手続き窓口

手続き窓口	電話	市外局番（093）
門司区 市営住宅相談コーナー	331-1881	内線671・672
小倉北区 市営住宅相談コーナー	582-3488	直通
小倉南区 市営住宅相談コーナー	951-4111	内線671・672
若松区 市営住宅相談コーナー	761-5321	
八幡東区 市営住宅相談コーナー	671-0801	
八幡西区 市営住宅相談コーナー	642-1441	
戸畑区 市営住宅相談コーナー	871-1501	直通
住宅供給公社管理第二課	531-3030	